

青森県報

第三千二百四十八号

平成二十二年

六月十一日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定施術者の施術所の休止の届出	(同)	一
中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の休止の届出	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の施行	(道路課)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生生活文化課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(経営支援課)	四
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	四
建設業者の許可の取消し	(三八地域局)	五
公安委員会		
運転免許取得者教育機関の認定	(運転免許課)	五

告 示

示

青森県告示第四百三〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	三上 雅令	弘前市大字城中央三丁目二の一	みかみ整骨院	弘前市大字東長町五〇	平成二〇一三年
変更後				弘前市大字城中央三丁目二の一五	

青森県告示第四百四〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	休止年月日
飯山 卓郎	八戸市根城六丁目一七の一七 太田住宅	飯山接骨院	八戸市小中野八丁目二の一〇	平成二〇一三年

青森県告示第四百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	株式会社フアルマ	主たる事務所の所在地	弘前市大字北横町一九の一	居宅介護事業の種類	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	指定年月日
	名称	株式会社心ケア	主たる事務所の所在地	弘前市大字若党町二四の一		名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	
居宅介護事業所	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	居宅介護事業の種類	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	指定年月日
	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一		名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	

青森県告示第四百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	株式会社フアルマ	主たる事務所の所在地	弘前市大字北横町一九の一	介護予防事業の種類	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	指定年月日
	名称	株式会社心ケア	主たる事務所の所在地	弘前市大字若党町二四の一		名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	
介護予防事業所	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	介護予防事業の種類	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	指定年月日
	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一		名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字若党町二四の一	

青森県告示第四百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	株式会社心ケア	主たる事務所の所在地	弘前市大字茂森町四	居宅介護支援事業所	名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字茂森町四	指定年月日
	名称	株式会社心ケア	主たる事務所の所在地	弘前市大字茂森町四		名称	株式会社心ケア	所在地	弘前市大字茂森町四	

青森県告示第四百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	飯山 卓郎	住所	八戸市根城六丁目一七の一七 太田住宅	施術所名	飯山接骨院	施術所の所在地	八戸市小中野八丁目二の一〇	休止年月日	平成三・四・一
----	-------	----	--------------------	------	-------	---------	---------------	-------	---------

青森県告示第四百九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
特定非営利活動法人あいゆつ	北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二	児童デイサービス	児童デイサービス	児童デイサービスセンター	北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二	平成三・六・一
社会福祉法人養正会	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	児童デイサービス	希望の園	希望の園	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	"

青森県告示第四百十号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定に

より、次のとおり市道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項前段の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の八二から平川市尾崎沢部二の三まで	改築(道路改良)	平成三・六・三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あさむしゆないてっど
- 三 代表者の氏名
米田 吉宏
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字浅虫蛸谷六五
- 五 定款に記載された目的

この法人は、浅虫周辺地区住民及び浅虫温泉を訪れる観光客に対して、青い森鉄道浅虫温泉駅を拠点としたまちづくりを通じた駅の利便性の向上、地域情報の共有

化や各団体の連携強化を通して観光地としての魅力づくりに関する事業を行い、浅虫温泉地域の観光事業を柱としたまちづくり及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPLE103 ニブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシテイ

東京都中央区八丁堀一丁目五の一

代表取締役 星山泰洙

三 変更しようとする事項

区	分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	四九七台	四一五台（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成二二・一・一六
	駐輪場の位置及び収容台数	二四三台	一八七台（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年六月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北三沢地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年六月十四日から同年七月九日まで

三 縦覧の場所

三沢市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社若本設備工業
- 二 代表者の氏名 若本 清喜
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字上石手洗三三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五〇一〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年五月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育機関として、次のとおり「合資会社青森中央自動車学校」を認定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 合資会社青森中央自動車学校

2 住所 青森市原別二丁目一の八

3 代表者の氏名 辻川 忠

二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

合資会社青森中央自動車学校

三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

青森市原別二丁目一の八

四 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

第一条第一号及び同条第八号に掲げる課程

五 運転免許取得者教育の課程の名称

1 第一号課程 四輪再教育

2 第八号課程 習熟教育

六 認定した年月日 平成二十二年五月二十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭